

サプライチェーンマネジメント

102-9,407-1,408-1,409-1

基本的な考え方・方針

102-11,414-1

ユニ・チャームは、全てのサプライヤーと公平で公正な関係を保つことを目的に、2009年に「ユニ・チャームグループCSR調達ガイドライン」を制定し運用してきました。これは国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト」に則して「児童労働の禁止」「差別の禁止」「温暖化対策の推進」など、法・人権・労働・環境と、商品安全の観点から取り組むべき項目をまとめたものです。

サプライヤーの皆様とは、双方向のコミュニケーションで緊密な連携を図ることで、当社の責任ある調達の考え方や、安全・環境に対する理念と具体的な活動内容および協力要請事項を共有し、ご理解いただけてきました。

世界に目を向けると各国・地域によって、安全や環境保護に対する法規制は多様であり、またこれらに対する人々の意識もさまざまです。このため、日本での展開例を横展開するだけでは十分な効果は期待できません。当社では現地に密着した情報収集と現地の実情に則した資材調達を推進し、海外市場における商品ラインの品質、機能、安全、環境、サービスにかかった取引関係の構築を目指しています。また、危機管理にも重点を置いた調達活動を推進すると同時に、海外での新規取引開始にあたって、法令・社会規範の遵守、人権・労働への配慮など当社の調達に対する取り組み姿勢や考え方の理解・浸透を図り、環境、倫理面のリスク評価を行っています。

グローバル企業の持続可能な取り組みに対する期待の高まりに加え、サプライチェーン全体における人権・労働・環境問題を未然に防止するために、「ユニ・チャームグループCSR調達ガイドライン」を昇格させ2017年10月に「調達基本方針」を

制定しました。同時に「調達基本方針」の下に「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」を制定し、児童労働や強制労働の禁止、差別禁止、結社の自由に対する権利、団体交渉の権利、過度の労働時間の削減、最低賃金、健康と安全基準、腐敗防止に関する意思表示をしました。また、適正な雇用における労働時間に関しては、過重労働を削減し、各国・地域の現地法令で定められている労働時間を遵守することを、最低賃金に関しては、生活賃金以上の支払いに配慮し、現地の最低賃金を上回ることを基本方針としています。これらは当社とお取引のある世界中のあらゆるビジネスパートナーを対象とするものであり、サプライチェーン全体で社会的責任を果たしていけるよう取り組みを進めています。

今後もサプライヤーの皆様にも本方針・本ガイドラインの趣旨をご理解いただけるよう、法令遵守をベースとして安全・安心な調達に努めていきます。

また、当社が提供する商品やサービスの多くは、衛生的な日常生活に欠かせない消費財です。同時に、当社の事業展開は、天然資源の利用や、廃棄物の発生など地球環境と密接に関係しています。当社の環境負荷低減の役割や責任は重大であり、アジアを中心としてグローバル展開を進め、事業展開の拡大に伴い年々拡大していると考えています。

当社の主要商品に含まれる吸収体を構成する紙・パルプは針葉樹から生産され、パートナー・アニマル(ペット)フードに少量添加されるパーム油は熱帯のプランテーションで生産されています。これらの森林由来資源について、持続可能性に配慮された認証材を利用することが重要であると考え、2015年に「森林由来の原材料調達ガイドライン」を策定しました。

▶ 調達基本方針

ユニ・チャームグループは、企業の社会的責任を果たし、公正で公平な企業活動をします。

1.法令・社会規範の遵守

- (1) 購買活動において、関連する法令や社会規範を遵守します。
- (2) 購買活動において、国・規模・実績の有無を問わず公正で公平な競争機会を提供します。
- (3) 購買活動において、知り得た情報の適切な管理を求めます。

2.人権・労働への配慮

- (1) 購買活動において、人権尊重を重視する企業と取り組みます。
- (2) 購買活動において、非人道的な労働に対し十分な配慮を実践する企業と取り組みます。
- (3) 購買活動において、従業員に適正な雇用を推進する企業との取り組みを尊重します。

3.環境への責任

- (1) 購買活動において、環境保全の重要性を理解し、推進する企業を評価します。
- (2) 購買活動において、循環型社会を目指し、環境への影響に配慮した原料を重視します。

4.安全で安心な製品・資材の調達

- (1) 購買活動において、安全性の確認が取れた製品・資材を選択します。
- (2) 購買活動において、経済的で質の高い資材・製品を選択します。
- (3) 購買活動において、要求を満たす製造・供給能力を重視します。

5.相互信頼関係の発展

- (1) 社会常識の範囲から逸脱しない、お取引先との関係を構築し、信頼関係を構築します。
- (2) お取引先と必要な情報を交換しあい、相互の業績向上に努めます。

▶ ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン

本ガイドラインは、持続可能な調達の実現に向け、ユニ・チャームがすべての調達先様を守っていただきたい倫理基準を定めたものです。本ガイドラインの趣旨にご理解いただき遵守いただくことを期待しております。

1. 法令・社会規範の遵守

1) 法令の遵守

- 各国・地域に関連する法律・規制(独占禁止法、個人情報保護法、下請法など)や社会的規範を遵守する。

2) 公正な取引、贈賄および賄賂の禁止

- 公正な取引、公正な競争、独占禁止法などに関する法令を遵守する。
- すべての利害関係者への贈賄・賄賂(金銭または金銭以外の利益供与など)と、優越的地位の濫用を禁止する。

3) 情報管理・保護

- 機密情報の管理・保護を徹底し、情報が漏洩しない仕組みを作る。
- 取引先の知的財産権は、適切に契約を締結した上で使用し、不正使用はしない。
- 個人情報を取り扱う場合には、適切に取り扱う。

2. 人権・労働への配慮(ユニ・チャームグループ人権方針参照)

1) 国際人権章典、国際労働機関(ILO)宣言の尊重

- 国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言を尊重する。

2) 人権尊重

① 児童労働の禁止

- 最低就業年齢に満たない児童を就労させない。(児童とは、15歳または義務教育を終了する年齢または国の雇用最低年齢のうち、いずれか高い年齢とする。)

② 強制労働の禁止

- あらゆる形態の強制労働、非人道的な労働、奴隷、拘束、または人身取引を行わない。
- 自発的に就労を希望する人を雇用し、自由な離職の権利を制限しない。

③ 差別の禁止

- 求人・雇用において、人種・国籍・民族・性別・宗教・身体的障害等の差別を行わない。

3) 非人道的な扱いの禁止

- 従業員の人権を尊重し、虐待や体罰、ハラスメント、肉体的な抑圧、性的虐待等の非人道的な扱いを行わない。

4) 適正な雇用

① 労働時間

- 各国・地域の現地法令で定められている時間を遵守する。(緊急時や非常時は除く)

② 適切な報酬

- 最低賃金、時間外労働、出来高賃金その他給付に関する現地法令を遵守して従業員に給与を支給する。
- 時間外労働は、各国・地域の現地法令に基づき割増賃金を支給する。

③ 健康と安全の確保

- 業務上の潜在的な危険箇所を明確にし、予防措置・職場の安全対策を実施する。
- 緊急時に備え、緊急事態発生時の報告義務の確認、従業員への連絡ルールの設定、火災探知機の設置などを実施する。

④ 結社の自由と団体交渉権の尊重

- 従業員が適用される法律に従って合法的・平和的方法で、労働組合を結成する権利にいかなる妨害も加えない。

3. 環境への責任

1) 環境保全

① 法令遵守

- 各国・地域の環境関係法令を遵守する。
- 所在国の法令に従い、必要とされる場合は要求された管理報告を提出し、記録を残す。

② 環境負荷物質の管理

- 大気汚染、水質汚濁などの原因となる有害物質の排出を抑制する。
- 土壌の汚染原因となる有害物質の排出を抑制する。
- 製造時、製品使用時、使用後の廃棄物の排出を抑制する。

③ 省資源・リサイクルの推進

- 省資源に努め、廃棄物管理、リサイクルを推進する。
- 使用するエネルギー(電力・燃料など)の効率を高める。
- 代替エネルギーの利用など、持続可能な資源の消費に努める。

④ 温暖化対策の推進

- 温暖化物質を特定し、排出量を把握し記録を残す。
- 温暖化物質の排出を抑制する。

2) 持続可能な原材料調達の推進

(森林由来原材料調達ガイドライン参照)

- 違法伐採された木材の使用を禁止する。

- 木材や水などの自然資源に由来する原材料を過剰に消費せず、自然が回復するサイクルの速度に合せ資源を利用する。

4. 安全で安心な製品・資材の調達

(ユニ・チャームグループ資材安全性ガイドライン参照)

1) 安全な資材の供給

- ユニ・チャームグループが有害と捉える化学物質の含有状況を含めた成分組成を報告する。

2) 供給能力・品質の高い資材の供給

- 資材のSDS(Safety Data Sheet)を提出する。

P.074 人権>ユニ・チャームグループ人権方針

▶ 森林由来の原材料調達ガイドライン

序文

ユニ・チャームは、近年の地球温暖化・生物多様性の減少などの環境問題の重大性を認識して持続可能な原材料調達を目指しています。当社の事業活動が自然資本に依存している状況を理解し森林破壊ゼロを支持しています。また、昨今のパーム油のプランテーションで発生している環境問題にも対応を進めます。

方針

ユニ・チャームは、近年の気候変動リスクが高まる中、持続可能な社会の構築に向けて環境負荷低減・環境保全に努めるとともに、生物多様性に配慮したサプライチェーン管理の推進に努めます。その為に環境基本方針^{*1}や調達基本方針^{*2}を生物多様性に対してより具体化した森林由来調達ガイドラインの運用によって資源の保全に努めます。

※1 ユニ・チャーム環境基本方針：私たちは、未来の世代へ美しい地球を受け継いでいくために、使い捨て商品を取り扱うメーカーとしての責任の大きさを認識し、全ての企業活動を通じて地球環境に配慮したモノづくりを推進します。世界中の全ての人々のために、快適と感動と喜びを与えるような商品・サービスを提供し、地球環境保全と経済的成長を両立した持続発展的な社会の実現に貢献します。

※2 ユニ・チャーム調達基本方針(環境に関する項目を抜粋)：

- (1) 購買活動において、環境保全の重要性を理解し、推進する企業を評価します。
- (2) 購買活動において、循環型社会を目指し、環境影響を配慮した原料を重視します。

行動指針

1. 古紙・再生パルプ・ロス紙を優先して使用します。
2. FSC[®]・PEFC等の第三者が認証した森林資源を優先して使用します。
3. 第三者認証がとれない森林資源の場合は、原産地証明書やTagによりHCVFやHCSFからの伐採ではない、(環境)森林破壊ゼロが担保されている。(社会面)産出地の労働者や先住民の人権に配慮されている。(合法性)産出地の法律・規則を守っている。が確認されたサプライチェーンの構築を進めます。

web 用語

FSC[®] : Forest Stewardship Council[®]
<https://jp.fsc.org/jp-jp>

PEFC : Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes
<http://www.sgcc-pefc.jp>

HCVF : High Conservation Value Forests

HCSF : High Carbon Stock Forests

リスクと機会

森林由来資源(紙・パルプ・パーム油等)の上流での森林破壊や水源枯渇による供給低下は、当社のリスクであると捉えています。そこで2015年に「森林由来の原材料調達ガイドライン」を、2017年には「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーに徹底することでリスクの低減に努めています。

一方、CO₂排出量が少なくエネルギー効率のよい資源調達による環境負荷とコストの低減、廃棄物の削減またはリサイクル資源活用による環境負荷とコストの低減、またそれらの商品を環境配慮型の商品として訴求し販売促進していることは、当社のチャンスと捉えています。今後は、社内リサイクルだけでなく社会全体の資源活用効率向上や資源循環を推進していきます。

中期活動目標

「環境目標2030」、中長期ESG目標「Kyo-sei Life Vision 2030」に沿って、当社が購入する紙・パルプや、パートナー・アニマル(ペット)フードで使用するパーム油についても100%持続可能な認証材への切り替えを進めています。

P037 環境マネジメント>環境目標2030

P016 Kyo-sei Life Vision 2030>ユニ・チャームグループ中長期ESG目標

マネジメント体制

412-1,412-3

サプライチェーンにおける労働基準、労働者の健康と安全などの社会課題へアプローチするため、ESG本部、資材サプライヤーの管理を担当するグローバル開発本部購買部、外部生産委託先の管理を担当するユニ・チャームプロダクツ株式会社グローバルサプライチェーン統括本部の責任者が四半期ごとに会合を持ち、優先的に取り組むべき分野や具体的な進め方を協議、決定するとともに、進捗状況をモニタリングし、問題の解決を図っています。

また、年4回、社長執行役員を委員長としたESG委員会で、サプライチェーンの社会課題や環境活動に関する方針や進捗状況を定期的に報告し、必要に応じて計画の見直しを行っています。

グローバルプラットフォームの活用

102-13

当社は、サプライチェーンの社会課題へのアプローチのマネジメントにSedex*のプラットフォームを活用しています。資材サプライヤーおよび外部生産委託先にSedexへの入会および当社とのリレーションシップの承認を求め、Sedexのプラットフォームを通じて得られる情報を、意思決定や進捗管理に活用します。なお、2021年12月末までに資材サプライヤーおよび外部生産委託先の約50%とSedexのプラットフォーム上におけるリレーションシップを締結しました。

Sedex Member

※ Sedexは、責任ある調達を推進するグローバルな会員組織であり、労働基準、健康と安全、環境、ビジネス倫理に関するサプライチェーンのデータを共有する世界最大のプラットフォームなど、責任あるビジネスとサプライチェーンを構築するためのテクノロジーと知見を企業に提供しています。世界170カ国の65,000以上の企業会員が、サプライチェーン・リスクの管理、法令等の遵守、インパクトの測定と開示にSedexのソリューションを利用しています。

web Sedex日本語サイト

https://www.sedex.com/ja/

取り組み・実績

412-1,412-3

リスクの評価

ユニ・チャームグループでは、Sedexのリスク評価ツールを活用して、サプライチェーンの労働基準や健康と安全等に関するリスクの評価を行っています。

P.076 人権>人権リスクの評価

リスクの除去・軽減

308-1,414-1

新規サプライヤー

新規サプライヤーとは、「ユニ・チャームグループ人権方針」および「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」をご理解いただいた上で取引を開始します。また、Sedexへの入会および当社とのリレーションシップの承認についても協力を求めます。労働基準や健康と安全に関する重大な問題が発見された場合は、取引開始の是非を検討する際に考慮します。

また、購買部門が環境に関するサプライヤー評価を行っており、2021年は1社の評価を実施しました。

既存サプライヤー

既存サプライヤーについて、モニタリングの過程で重大な問題が発見した場合は、当該サプライヤーと協議し、改善を促します。誠実な協議に応じていただけない場合は、取引継続の是非を検討します。

また、サプライヤーの改善意欲を高めるために、品質安定性、安定供給、安全性、環境負荷、デリバリーの5つの観点で評価を行い、3年に1回開催される品質方針説明会で、サプライヤーの各活動のスコアリングに基づき表彰しています。

2022年は一部のサプライヤーとCO₂排出量の管理や削減目標に関して共有を図っていく予定です。

P.093 サプライチェーンマネジメント>モニタリング

構内協力会社(請負会社等)のリスク評価

構内協力会社(請負会社等)にも腐敗防止を目的とした説明会を行い、モニタリングを行っています。

サプライヤーへのグローバルなコミュニケーション

「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」をサプライヤーへ配布するとともに、ガイドラインの趣旨を説明し、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現を目指しています。2016年から、7カ国53カ所の物流倉庫やサプライヤーの工場において、調達に関する説明会を開催して「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」の浸透を図り、現場での安全衛生について共有しています。

社内関係者への教育

サステナブルな調達を推進するためには、持続可能なサプライチェーンを構築するという当社の調達に関する基本方針やガイドラインを理解することが不可欠と考えています。そのため、自社工場の担当者に対して、サステナブル調達の取り組みの必要性や持続可能なサプライチェーン構築の重要性などについて教育を実施しています。

モニタリング

308-2,414-2

Sedexのプラットフォームを通じて入手できるSMETA監査※の結果の情報をを用いて、サプライヤーのモニタリングを行っています。2021年に実施された50件の監査より305件の違反に関する情報を入手しました。

監査で指摘された違反は、Sedexの「SMETA Non-Compliance Guidance」に従ってBusiness Critical、Critical、Major、Minorの4段階に区分されます。当社は、Business CriticalまたはCriticalに区分された違反について、監査日から3カ月を経過してもSedexのプラットフォーム上で是正を確認できない場合には、当該サプライヤーとコミュニケーションを取り、是正状況や是正計画を確認しています。2021年は、3社、7件の違反に関してサプライヤーとの協議を実施し、3件の違反について是正完了を確認、残り4件の違反について是正計画を確認しました。



※ SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) 監査は、Sedexによって開発された社会監査の手法であり、事業所やサプライヤーを評価し、労働基準、健康と安全、環境、ビジネス倫理の観点からサプライチェーンの労働環境を把握することができます。

▶ サプライヤーの監査件数と評価

(件)

年	監査件数	評価件数					指摘件数
		A	B	C	D	E	
2019	142	1	123	3	12	3	386
2020	12	1	9	0	2	0	42

年	監査件数	指摘件数				合計
		Business Critical	Critical	Major	Minor	
2021	50	0	29	181	95	305

※ 2020年までは、監査結果全体を見てA～Eの5段階で評価し、改善につなげてきましたが、2021年は、個々の指摘をBusiness Critical、Critical、Major、Minorの4段階に区分する方式に変更しました。

品質方針説明会の実施

調達における方針やガイドライン浸透を目的に、サプライヤーに向けた品質方針説明会を定期的に開催しています。2017年11月に76社のサプライヤーを対象に実施した説明会では、当社の経営理念やESGの取り組みに対する考え方、資材品質や資材物流、安全性、環境配慮、サプライチェーンマネジメントの方向性の他、「調達基本方針」「ユニ・チャームグループ サスティナブル調達ガイドライン」や、「ユニ・チャームグループ 人権方針」について説明し、持続可能な調達に対する相互理解の醸成と、連携した取り組みの強化に向けた情報共有を実施しました。2021年も品質方針説明会の開催を予定していましたが、COVID-19の影響により中止したため、サプライヤーと個別の打ち合わせを実施しました。また、中国における品質方針説明会をはじめ、各現地法人と各国・地域のサプライヤーとのミーティングを通じ、資材に関する幅広いテーマについてサプライヤーと連携した改善活動を推進しています。

品質改善の取り組み

品質方針説明会では、サプライヤーの改善意欲を高めるために、「ユニ・チャーム サプライヤーアワード」を設定し5つの観点(品質安定性、安定供給、安全性、環境負荷、デリバリー)で評価し、優れたサプライヤーを表彰しています。資材品質の安定性については、重点改善テーマを絞り込み、サプライヤーと集中改善を行うことで、改善のスピードを速める成果を上げています。今後もこの取り組みを拡大することで、より一層の資材品質改善に向けた取り組みを推進していきます。また、当社では、サプライヤーへの品質監査を定期的に行っています。監査では、サプライヤーによる原料管理から出荷の全工程に対して当社の要求事項が遵守されているかを確認しています。不適合項目が発見された場合は、是正方法をご提案いただき、具体的な計画内容と改善の実施状況を確認し、次回の定期監査で定着状況を確認します。監査から定着確認のサイクルを回すことで、資材の継続的な品質改善を実施しています。

「森林由来の原材料調達ガイドライン」浸透の取り組み

2015年7月、「森林由来の原材料調達ガイドライン」を策定し、森林由来原料の取引サプライヤーと共有しています。2021年には、当社への第三者認証材納入を推進するため、ティッシュのサプライヤー1社がPEFCのCoC認証を取得しました。

環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの推進 102-12

当社は、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷低減および環境保全と、生物多様性に配慮したサプライチェーン管理を推進しています。当社の商品に使用される紙・パルプについて、再生紙または「持続可能森林認証材」への100%切り替えに向け「環境目標2030」に沿って推進しています。

また、生物多様性に著しい影響を与える保護価値の高い森林HCVF(High Conservation Value Forests)やHCSF(High Carbon Stock Forests)からの原材料は使用しないようにサプライヤーに要請しています。

2016年から対象範囲を海外ローカルサプライヤーに広げて持続可能な原材料調達の活動を進めています。

パーム油のトレーサビリティ

近年のパーム油に関係した環境問題に着目して、2017年にRSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil/持続可能なパーム油のための円卓会議)へ加盟し、持続可能な調達に向けた情報収集を実施し、トレーサビリティを確保しています。

P.057 生物多様性>持続可能な第三者認証取得パーム油の使用量

web 当社の進捗状況は下記でご確認いただけます。

<https://www.rspo.org>

パートナー・アニマル(ペット)フードで使用しているパーム油については、不二製油グループのRSPO認証油を使用しています。不二製油グループではパーム油の供給元の搾油工場・農園までのトレーサビリティの向上を進めています。

web 不二製油グループ本社株式会社>サステナビリティ

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/>

「持続可能な開発目標(SDGs)とFSC®認証に関するバンクーバー宣言」

FSC®ジャパンと意見交換を複数回実施の上、2017年10月12日に、「持続可能な開発目標(SDGs)とFSC®認証に関するバンクーバー宣言」への賛同表明を行い、FSC®認証材の利用拡大に努めています。

web SUPPORTERS OF THE VANCOUVER DECLARATION

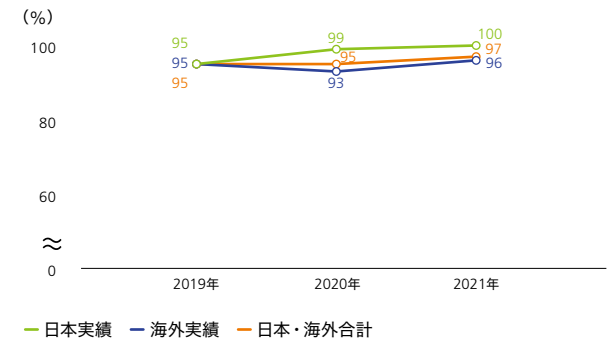
<https://fsc.org/en/businesses/the-vancouver-declaration/supporters>

紙・パルプの原産地の確認

商品の一部である吸収体で使用されているパルプについては、北米および南米原産のFM(Forest Management)認証林の針葉樹、吸水紙については、北米、中国、インドネシアのFM認証林より伐採された木材で作られています。



▶ 原産地トレーサビリティ比率



P.063 環境データ>紙・パルプ